

2025年東京都人事委員会勧告(10月17日)

全級全号給引上げ、一時金0.05月分引上げ

比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直し
例月給は若年層に重点を置く一方、中高齢層は低率の不当勧告

10月17日、東京都人事委員会は、都議会議長及び都知事に対して、都職員の給与に関する勧告と人事制度等について報告(意見)を行いました。例月給については、「人材」確保の観点から若年層に重点を置きつつ、職務給にメリハリをつけ全級全号給を引上げ改定、一時金は0.05月分引上げ、期末・勤勉手当に均等配分としました。

4年連続での例月給、一時金とともに引上げ勧告となり、初任層や若年層は大幅に引上げたものの、中高齢層が該当する号給引上げ幅は4000円程度という低額に抑えられ、物価上昇分に満たない不当な勧告です。

一時金は 0.05 月分引き上げとなりましたが、これまで賃金抑制を強いられ続けている職員の期待に応えるものではなく生活改善にあっては、全ての職員に反映する期末手当で行

うべきです。また、再任用職員の一時金は、引上げ分は定年前職員と同月数ですが、定年前職員の約半分という水準のままであることは容認できません。

今後の課題として、能力・業績を給与へ一層反映させる観点から、管理職手当の加算など、一層の職務給の進展を図ろうとし、都側がすすめる能力・業績主義強化に加担する立場を打ち出しています。

都労連・都教組は人事委員会に対し、要請署名24,993筆（うち都教組4,818筆）を提出して要請を重ねてきました。署名へのご協力、ありがとうございました。その力で一定要求への反映はあったものの、職員の願いを裏切る不当勧告と言わざるを得ません。これからたたかいへの総力結集を呼びかけます。

【 勧告・報告のおもなポイント 】

- ◆ 例月給 ○公民較差（13,580 円、3.24%）解消のため、全級全号給を引上げ改定
(平均改定率 3.4%)
 - 若年層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給を大幅引上げ
初任給引上げ I類 16,500 円（大卒） II類 14,100 円（短大卒） III類 12,300 円（高卒）
 - ◆ 一時金 ○0.05 月分引上げ 年間 4.85 月 ⇒ 4.90 月
(再任用職員は 0.05 月引上げ 年間 2.55 月 ⇒ 2.60 月)
引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分
 - ◆ 住居手当 新規学卒者を主な対象として、27 歳までの職員に対する支給額を 30,000 円に引上げ
 - ◆ 教員給与の見直し 法改正が行われたことを踏まえ、都として教員給与について適切な対応を行う必要がある
(教職調整額の引上げ、学校教育法改正による新たな職への対応、義務教育等教員特別手当の見直し等)
 - ◆ 今後の課題 ○能力・業績を反映した給与制度の更なる進展
○国の新たな人事制度検討への対応
○定年の段階的引上げを見据えた給与制度の検討
 - ◆ 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）から

(長時間労働の是正)「教員については 本年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教職調整額の見直し等が行われるとともに、教員の時間外在校等時間を令和11年までに月平均30時間程度まで削減することが政府目標として附則に明記され、学校の働き方改革が一層進められることになった。東京都教育委員会においては、今まで以上に実効性の高い対策を講じて、計画的に教員の長時間労働の改善を進めていくことを期待する」

報告（意見）では、都の職員の長時間労働を問題視するとともに、教員に対して義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、学校の働き方改革が一層進められることになったことを受け、「都教委においては今まで以上に実効性の高い対策を講じて、計画的に教員の長時間労働の改善を進めていくことを期待する」としています。減らない業務、埋まらない欠員、新採者をはじめとする早期離職などが絶えない過酷な実態を改善するには、改定された給特法施策やこれまでの都教委の施策では実効性がないことは明白です。教職員定数改善、少人数学級拡大、持ち時数縮減、時間外手当支給をはじめ、具体的な業務縮減や教職員増など実効ある施策が直ちに必要です。

全教職員配布 職場討議資料

くらしを支え、安心して教育に打ち
込める賃金・労働条件の改善を求める
都労連に結集し全力でたたかおう

★ 東京都人事委員会勧告 詳細は、都人事委員会ホームページに掲載。また、都労連の声明・解説は組合員数で支部に送付。労連新聞（人事委員会勧告特集号）をご覧ください。

★ 都労連決起集会に結集を！（10月30日、11月11日）

★ 可能な分会は都労連ステッカーを掲示し職場宣伝を！



– あなたも都教組へ –

教職員の賃金・労働条件の改善は、子どもたちの教育条件に直結する重要な課題です。教職員の願いを要求にして、その実現にとりくむ東京都教職員組合。「数は大きな力」、あなたの加入がそのとりくみの大きな力になります。

東京都教職員組合

東京都千代田区二番町12-1 エデュカス東京4階 電話 03(3230)3891 FAX 03(3262)9705